

2004年9月10日

内閣府国民生活局
局長 田口 義明 殿

消費者団体訴訟制度に関する要求書

全国消費者団体連絡会

国民生活審議会消費者政策部会では、今期の検討課題として消費者団体訴訟制度（団体訴権制度）を掲げ、部会のもとに消費者団体訴訟制度検討委員会を設置して具体的な制度設計に関わる検討に着手しました。

団体訴権制度は、消費者被害の拡大防止や被害救済の促進に役立つ制度として、消費者契約法の制定時から消費者団体が要求してきた制度です。昨年5月に発表された『21世紀型の消費者政策の在り方について』（国民生活審議会消費者政策部会報告書）においても、消費者政策の実効性確保のための重要な施策の1つとして掲げられています。この制度を、消費者団体にとって活用しやすく、消費者全体の利益のために役立つ制度として設計していくことは、21世紀型消費者政策において最も重要な政策課題の1つです。

団体訴権制度については、差止めと損害賠償の両方があり、前者は主に被害拡大の防止、後者は主に被害救済の促進において、それぞれ大きな役割を果たすことが期待されています。損害賠償に関わる団体訴権制度は、不当な取引で得た利得を事業者のもとに残さないという意味でも重要です。

2003年度の消費生活相談件数はついに130万件を突破し、前年度から50万件もの大幅な増加となっています。こうした、消費者を取り巻く環境の急速な悪化の中で、一刻も早く団体訴権制度を実現することが求められています。全国消団連は、消費者被害の拡大防止や被害救済の促進に役立つ団体訴権制度の早期実現を求める立場から、差止めに関わる団体訴権制度について来年の通常国会での実現を目指します。

他方、損害賠償については、損害額の算定、勝訴した場合の配分など検討を要する事項も多くなっていることから来年の制度実現とは分けて、他の継続検討課題とともに、引き続き実現に向けた検討を進めることを要求いたします。

以上のような考え方により、当連絡会として、団体訴権制度について下記の通り要求いたします。

記

1. 以下の内容を含む団体訴権制度に関する法案を、2005年の通常国会に上程すること
 - (1) 訴権団体の要件については、中央だけでなく各地方の消費者団体が訴権団体としてスムーズに活動ができるようにすること。
 - (2) 不当な契約条項だけでなく、不当な勧誘行為(広告・パンフレットなどを含む)について、差止め、推奨の撤回などを求めることができるようにすること。
 - (3) 訴訟手続での裁判管轄の特則や弁護士費用の片面的敗訴者負担など、訴権団体にとって訴訟を提起しやすい制度とすること。
 - (4) 判決公表や強制執行など判決の実効性確保に関する制度を整備するとともに、援用制度によって差止判決を被害救済の促進にも役立てられるようにすること。
 - (5) 団体訴権制度の活用を促進するために、資金援助や情報支援の制度を整備すること。

2. 以下の事項について、団体訴権制度の今後の発展を目指した検討テーマと位置付け、引き続き検討を進めること
 - (1) 損害賠償に関わる団体訴権制度など、被害救済の促進と不当利得の吐き出しのための制度の導入
 - (2) 特定商取引法、景品表示法など他の消費者関連法への団体訴権制度の導入
 - (3) 消費者契約法の実体規定(勧誘行為や契約条項に関するルール)を補強し新たに加わったルールを反映するなど民事ルールの充実・強化

以上

全国消団連の消費者団体訴訟制度研究会では、以上の要求項目を反映させた「消費者団体訴訟制度・要綱試案」を作成しました。この要綱試案を添付しておりますので、今後の行政ならびに国会での検討に反映くださいますようお願いいたします。

この要綱試案については、消費者団体の中での学習と議論に活用するとともに、広く各界の皆様にもご覧いただき、ご意見をお寄せいただくことをお願いしていきます。消費者団体訴訟制度についての議論が、より広く活発に行われ、よりよい制度の実現を目指していきたいと考えています。

連絡・問合せ先

全国消費者団体連絡会(担当 関根・山崎)

電話 03-5216-6024

FAX 03-5216-6036

E-mail : webmaster@shodanren.gr.jp